

VII いじめ防止等に係る基本方針

新潟県立吉川高等特別支援学校
平成26年8月策定
平成31年3月一部改訂

1 いじめ防止基本方針の策定

この基本方針は、いじめ防止対策推進法（以下、「法」という。）に基づき当校におけるいじめの防止、いじめの早期発見及びいじめへの対応（以下、「いじめの防止等」という。）についての基本的な考え方や具体的な対応等について定めるとともに、それらを実施するための体制について定める。

2 いじめの定義（法第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童生徒等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

<いじめの態様の例>

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

3 いじめ防止についての本校の基本的な考え方

いじめは、いじめられた生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、また、どの生徒でも被害者にも加害者にもなりうることである。教職員は、日頃からの些細な兆候を見逃さないように努め、学校全体で組織的に指導に当たっていく。

学校は、生徒が周囲の友人や教職員と信頼できる関係の中で、安全・安心に生活できる場である。お互いに認め合える人間関係をつくり、集団の一員としての自覚と自信を身に付けることができる学校づくりを目指していく。

4 いじめ防止対策組織について

(1) 「いじめ対策委員会」について

ア 委員会のメンバー

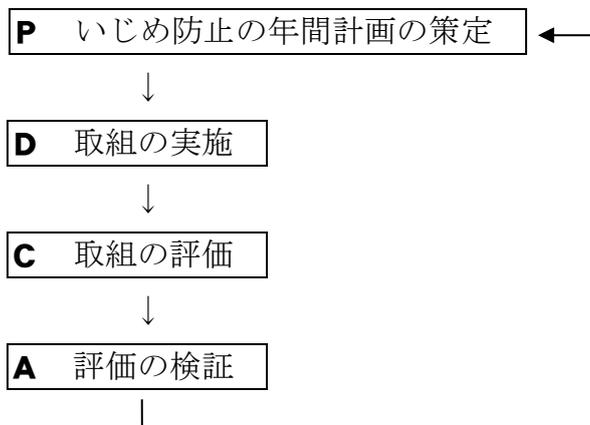
校長、教頭、教務主任、いじめ対策推進教員（生徒指導主事）、学年主任、保健主事、養護教諭

イ 指導・支援チーム

委員会が事案に応じて、適切な職員をメンバーとする指導・支援チームを決定し、実際の対応に当たることができるようにする。

(2) 「いじめ対策委員会」の役割や機能等

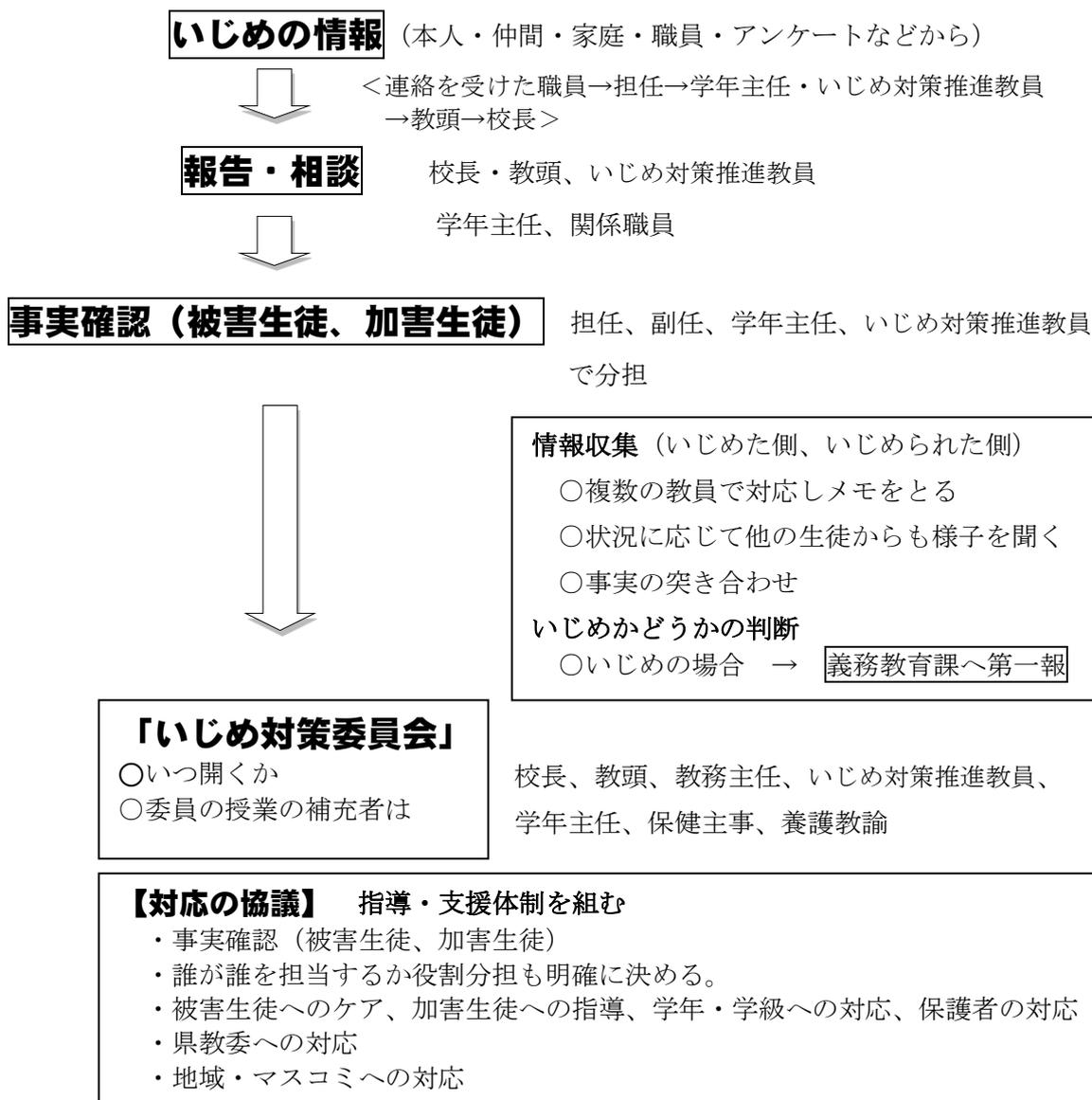
ア 取組の検証（P D C Aサイクル）



イ 教職員への共通理解

- ・「いじめ対策委員会」で検討した内容を職員会議などで報告する。

ウ いじめ事案に対する対応





- 役割分担 () () () ()
- いじめた生徒 → 重大さを説諭・誠意をもって謝罪へ 指導や支援 保護者との連携
 - いじめられた生徒 → 気持ちのケアや支援 保護者との連携
 - 双方の生徒 (気持ちを確認) を集めて指導の会 (校長、教頭、いじめ対策推進教員、学年主任、担任)
 - 他の生徒や学級・学年等への指導



問題の解消

- ・再発防止の活動
- ・その後の経過の見守り (3か月以上)
- ・本人、保護者からの聴き取り (心身の苦痛を感じていないこと)

エ 重大事態への対応

- ・重大事態が生じた場合は、速やかに教育委員会に報告し、文部科学省「重大事態対応フロー図 (学校用)」に基づいて対応する。
- ・学校が調査を実施する場合は、「いじめ対策委員会」が調査の母体となり、事案に応じて適切な専門家を加えるなどして対応する。

* 重大事態 (「いじめ防止対策推進法」第28条)

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間 (年間30日を目安とする。) 学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

重大事態の発生の対応



教育委員会へ重大事態の発生を報告

教育委員会が調査の主体を判断

< 学校が調査主体の場合 >



学校に重大事態の調査組織を設置

- * 「いじめ対策委員会」が調査組織の母体となる。
- * 調査の公平性・中立性を確保するために専門的な知識経験を有し、いじめ事案の関係者と特別な関係を有しない第三者の参加を図る。

事実関係を明確にするための調査を実施

- * 客観的な事実関係を速やかに調査する。 (学校は事実としっかり向き合う)

*いじめを受けた生徒及びその保護者への適切な情報提供

*関係者の個人情報に配慮

*調査にあたってのアンケートは提供することもある。調査に先立ち、在校生や保護者に説明する。

調査結果を教育委員会に報告

*求められた報告書及び資料等の提出

調査結果を踏まえた必要な措置

5 いじめの防止等に関する具体的な取り組みについて

(1) いじめの未然防止の取組

- ア いじめの職員研修を充実させ、すべての教職員がいじめに対する共通理解をもち、適切に対応できる力を養う。
- イ 教育活動全体を通して、道徳教育・人権教育の推進を図る。
- ウ 体罰はもとより教職員の言動がいじめを助長することのないように指導の在り方に細心の注意を払う。

(2) いじめの早期発見の取組

- ア 教職員は、児童生徒の些細な兆候から、いじめを認知するように努める。
- イ いじめを認知又はいじめの疑いがある場合は、速やかに学年主任・いじめ対策推進教員に報告し、組織的に対応する。
- ウ 定期的な「学校生活に関するアンケート調査」（年3回）の実施や教育相談の充実を図る。

(3) いじめに対する措置

- ア いじめの発見・通報を受けたら「いじめ対策委員会」で組織的に対応する。
- イ 被害生徒を守り通すという姿勢で対応する。
- ウ 加害生徒には、教育的配慮のもと、毅然とした姿勢で指導や支援を行う。
- エ 教職員の共通理解、保護者・地域との協力、警察、専門家や関係機関等との連携のもとで取り組む。

取組の年間計画

	未然防止の取組	早期発見の取組	いじめ対策委員会の動き	保護者・関係機関との連携
通 年	朝のSHR 帰りのSHR LHR 学年集会 通学指導（学校前での下校指導、駅での登下校指導など）	健康観察 教育相談 職員朝会（生徒の情報交換） 昼休みなどの教育相談 生徒理解の会（毎月）		授業参観
4 月	始業式（学校生活のきまりに関する指導） 全体通学指導		いじめ基本方針の共通理解 職員会議「生徒指導いじめ対策について」	学年保護者会
5 月		生活アンケートの実施	生活アンケートの結果の対応	

6月	全校朝会（言葉の暴力に関する指導）			
7月	終業式（夏休みの過ごし方・SNSに関する指導）		1学期学校評価	個別懇談
8月	生徒との電話連絡など 始業式（2学期の生活に関する指導） 登校時の生活指導	生徒との電話連絡など 登校時の生活指導	職員研修 「いじめ不登校研修」	家庭訪問
9月		生活アンケートの実施	生活アンケートの結果の対応	
10月				
11月	全校朝会（学校生活の見直しと改善に関する指導）			
12月	人権教育強調週間 終業式（冬休みの過ごし方・SNSに関する指導）		職員研修 「いじめ事例研修」 2学期学校評価	個別懇談
1月	始業式（3学期の生活に関する指導）			
2月		生活アンケートの実施	生活アンケートの結果の対応	
3月	終業式（春休みの過ごし方・SNSに関する指導）			個別懇談